

朝鮮前期の楮貨通用政策

山 本 進
(外国語学部・中国学科)

キーワード

楮貨、銅銭、現物貨幣、正五升布、常五升布、三升布、麤布、回俵

要 旨

朝鮮初期太宗と世宗は現物貨幣が使用されている市場に楮貨（紙幣）や銅銭を通用させようと努めたが結局失敗に帰した。楮貨・銅銭通用政策は国家から粗悪布と見なされた常五升布の生産と通用を禁止することで繊維資源の浪費を防ぎ、正五升布を貢物や一般商品に、楮貨や銅銭を貨幣に分離することを目的としていた。しかし15世紀後期になると正五升布も常五升布もともに楮貨と並んで国幣と認められるようになり、綿布や絹布とともに現物貨幣として通用するようになった。15世紀末には楮貨は流通界から姿を消した。16世紀には1515年と1551年の2回にわたって楮貨通用政策が検討された。1515年の場合は楮貨による麤布の回収を企図したものであったが、官民の反対によって失敗した。1551年の場合は小額取引における米穀の使用を阻止するためであったが、米穀を集積していた市麤民が猛反発したため挫折した。政府が楮貨の通行を推進したのは利権在上という経済思想の実現ではなく、商品と貨幣とを弁別し、使用価値を有する物貨を貨幣界から引き離し、現物経済を安定的に維持するためであったと考えるべきである。

1. はじめに

前近代東アジア諸国の中で、朝鮮は貨幣経済が最も後れた社会であった。古代より銅銭が鑄造され、明代中期より銀遣い制が定着した中国や、平安時代末から室町時代にかけて大量の宋銭・明銭が輸入され、交易に使用されただけでなく、収租においても貫高制が普及した日本と比較すると、朝鮮で本格的に銅銭が行使されるようになったのは1678年における常平通宝の鑄造からであり、18世紀中は鑄銭停止による銭貴現象や粗悪銭による銭制紊乱に翻弄され、

錢遣い制が定着するのは19世紀まで待たねばならなかった(山本,2013b/2015a)。

錢貨のなかった時代、朝鮮では米穀や布帛などが現物貨幣(物品貨幣)として交易や徴税に用いられていた。高麗時代には乾元通宝と称される鉄錢や海東通宝など6種の銅錢が鑄造されたが、市場ではほとんど通用せず、むしろ対中国貿易に使用可能な銀塊や銀瓶が国内で一定の信認を得たようである。しかし既存の銀鋳脈の涸渇により、高麗末に至り銀の産出はほぼ停止した。中国への持ち出しなどにより銀が国内から姿を消すと、朝鮮は再び現物貨幣専用社会へ後退した。

ただ例外的に高麗末から朝鮮初にかけて政府が楮貨や銅錢を市場に流通させようとしたことがあった。楮貨とは中国の会子や宝鈔に倣った紙幣である。しかしそもそも会子や宝鈔は重くてかさばる銅錢を送金するために作られた為替手形であり、北宋時代に商人をして北辺に軍餉を輸送せしめ、納粟後に交子という指図証券を支給して首都開封に持ち帰らせ、現錢と引き替えさせたことを濫觴とする。南宋時代になると軍事費の増大により鑄錢が貨幣需要に追いつかなくなり、政府は銅錢の兌換券である会子を発行して流動性の維持に努めた。会子には3年1界の通用期限が設けられ、満期後は現錢に払い戻されるよう制度設計がなされていたが、財政赤字の深刻化に伴い濫発され、次第に兌換不能に陥った。南宋を滅ぼしたモンゴル帝国は錢使用を禁止して不換紙幣である宝鈔を通用させたが、元朝政府は当初国庫保有の銀や布帛で、後には課利(専売税収入)でその信用を担保した。宝鈔は明朝にも引き継がれたが、錢行使を禁止して金属貨幣との交換性を持たせなかったため、たちまち価値が下落した⁽¹⁾。高麗末に導入が検討され、朝鮮初に発行を見た楮貨は、不換紙幣である大明宝鈔に倣ったものであった。

18世紀末まで現物貨幣が根強く残った朝鮮において、15世紀初に早くも楮貨が発行され、ほぼ1世紀間にわたり国幣としての通用が試みられた。また世宗期には朝鮮通宝の銘を浮き彫りした銅錢も鑄造された。この事実は朝鮮貨幣史上極めて特異な現象であり、市場経済の成長に呼応したものでなければ財政逼迫に対応したものでなく、ある種の為政者の意志によるものであったため、早くから研究者の注意を引き寄せ、多くの研究成果をもたらした⁽²⁾。しかし関連する史料が決定的に乏しいため、長らく事実関係を列挙するに止まり、楮貨や朝鮮通宝、更に現物貨幣それ自体が具有する機能についての掘り下げた検討はなされてこなかった。僅かに権仁赫が「不令人操利柄」すなわち国家が貨幣発行権を独占することを目的としたことに言及している程度であった(権仁赫,1982)。

かかる状況に対し、須川英徳は貨幣の国家的支払い手段(徴税や財政支出)としての機能や「利権在上」論すなわち貨幣発行権ひいては経済支配権を国家が独占すべきであるとする思想から朝鮮貨幣史を再構築しようと試みた。貨幣を市場経済発展論から一旦切り離し、財政と関連付けて考察しようとする須川の方法論には学ぶべき点が多い。しかし須川の研究には現物貨幣や

金属貨幣の素材価値に対する認識が欠如している。穀物や布帛は生活必需品であり、金銀は宝飾の原料であり、銅銭もまた熔解して器皿の原料とすることができるのは改めて検証するまでもない自明の理である。法定貨幣という観念が乏しく、政府が定めた交換比もほとんど遵守されなかった前近代社会にあつては、貨幣は素材の有用性こそが最も重視される。しかし須川は貨幣のモノとしての側面を等閑に付している。

たとえば須川は田畚・奴婢売買文記に見られる決済手段の変化について「一六七〇年代の後半から八〇年代前半にかけて、急激に綿布の規格が単一ではなくなり、多様な規格、ことに升数の高い綿布が支払い手段に用いられるようになる。升数の高い綿布というのは、同じ巾でありながら、たて糸が増加したことを意味する。綿布の中は織機の構造上、織布する人間の身体によって規定されているため、変えようがないのだ。そこで、同じ巾により多くのたて糸を用いるならば、一本一本の糸が細くなり、より緻密な織り上がりになるのである。しかし、そのことは同時に織り上がった生地が薄くなることをも意味するのであり、手触りや衣服材料としての柔らかさは向上するであろうが、耐久性と一疋の重量は低下したであろう」（須川,2014,55頁）と論じ、「おおよそ規格化されていた売買の手段としての木綿布がなぜ急速に多様な規格のもの、とくに原料綿を節約できる升数の高い綿布になったのか」（同,59頁）と疑問を投げかけ、貨幣量の不足を補填するため「大同木の規格とは異なる六升・七升・八升などの細木が綿花量を減少させた代替的な交換手段として出現した」のではないかと推測している（同,60頁）。須川にとって升数の高い細木とは、耐久性を犠牲にした低品質な綿布なのである。

しかし中国では細布（標布）は高級品と見なされる。一般にアジア綿はアメリカ綿やエジプト綿より繊維が短く、高番手の綿糸を紡げないが、江南産の比較的細い綿糸で織られた細布は中国全土を席卷するほど人気が高かった。19世紀にアヘン戦争を引き起こして5港開港を勝ち取ったイギリスは、やがて自国産の機械製綿布（洋布）が手織りの土布を駆逐できないという事実直面した。蓋し洋布は繊細美麗であるが故に、中国市場では絹織物と土布との中間品というニッチに位置付けられ、高級綿布として都市住民に愛用されたからである。17世紀後半の朝鮮で細木が増大したのは、おそらく比較的高番手の綿糸を紡いで薄手の美麗な綿布が織れるようになったためであり、原料綿花を節約した結果ではないだろう。そもそも低番手の綿糸では細布は織れないのである⁽³⁾。確かに、単糸布と呼ばれる原糸を2本から1本に減らした麤布そふは成宗期より登場する（朴平植,2017,118頁）。孝宗元年にも単糸布の製織が禁止されている。しかしこれは原料を節約する目的で製造された升数の低い粗悪綿布であつて、肌理の細かい細布ではない⁽⁴⁾。

朝鮮では貢納布の規格である五升布が価値尺度の一つとして市場から認知されたのは確かであろう。しかしそれは細木の商品価値が低いことを意味しない。逆に意図的に粗悪に織られた

麤布を除き、経糸の本数が少なくても太糸を用いて緻密に織られた厚手の綿布は朝鮮では青布と呼ばれて中国から輸入されており、決して安物ではなかった（山本,2015b）。

須川の「利権在上」論は近年朴平植によって発展的に継承されている。利権在上に加えて、朴は朝鮮初の楮貨流通政策が失敗した最大要因を、小額貨幣を準備しない高額貨幣専用政策にあったと見なす。更にそこから敷衍して15世紀後半頃より流通界に登場する麤布を、現物貨幣とは遊離した小額の信用貨幣であると捉える。具体的に朴は「このような常木とその他の粗悪綿布を根幹とする16世紀の麤布経済は15世紀後半以後展開された都城市場と国内商業の発達、特に農民的下層交換経済の成長に適応して広まった貨幣流通の流れであった。そしてこのような趨勢は物品貨幣の通用が我が国で高麗後期以来五升麻布・五升綿布を主とする定量貨幣段階を過ぎ、各種細布や麤布に区分され活用される秤量貨幣の水準を経て、ついに布貨に内在する使用価値と交換過程で実現された名目の交換価値がある程度分離した準名目貨幣の段階に至ったことを窺わせるものである」（朴平植,2017,150頁）と述べている。すなわち朴は布貨のモノとしての側面に注目しつつ、朝鮮前期の貨幣経済が五升布専用期である定量通貨（固定的通貨）段階→細布・麤布混用期である秤量貨幣（使用価値対応通貨）段階→麤布専用期である準名目貨幣（使用価値・交換価値二重対応通貨）段階へと発展したと見なすのである。

それでは麤布は何故流通界に登場したのか。朴は「五升正木と六升から九升到る細綿布・紬布などが高額貨幣としての役割を果たしていたとすると、これと対比される麤布が小額通貨として公的・私的領域の各種流通部門にて三升の常木で、時にはより一層升麤尺短化された形態で拡散されていったことで、この時期の麤布経済の形成をもたらしたのである。かくしてこの麤布経済は15世紀後半以後、都城商業と国内交易そして対外貿易部門を包括して拡大された商業発達の趨勢の中で、特に農民的下層交換経済の成長に呼応して拡大された貨幣経済の一段階であった」（同,143頁）と理解する。すなわち農民的商品経済の成長により小額貨幣が必要となったが、細木や紬布は高価なので麤布が使用されたというのである。

総じて朴平植によると麤布は使用価値が皆無ではないが、社会的信用により小額貨幣として流通していたということになる。奇しくもこの見解は16世紀前期に東アジアで流動性需要が増大し、その結果中国や日本では粗悪銭が蔓延して撰銭が起り、朝鮮では麤布が登場したという大田由紀夫の主張と合致する（第4章で詳述）。しかし果たして政府発行の楮貨さえ受け入れなかった朝鮮経済が、ただ小額貨幣が必要になったという理由だけで、単なる檻褸切れに過ぎない麤布を貨幣として受容したであろうか。

本稿では楮貨や現物貨幣をもう一度市場との関係から論じる。しかし紙幣は素材価値がないので商品経済が後れた朝鮮社会では到底受け入れられず、失敗すべくして失敗したという先行研究の轍は踏まない。むしろ残された数少ない史料を手掛かりとして、朝鮮政府が何を目的と

して楮貨通用政策を実施したのか、これに対し市場は、紙片より米布など素材価値を有する物貨を選好するのは当然のこととして、何故現物全般ではなく五升布など特定の物品を交換手段として使用したのか、これらの諸点について考察する。なお先行研究により既に解明され定着している史実については註記を省略する。

2. 太宗期の楮貨通用政策

楮貨通用政策は朝鮮第3代国王太宗の元年（1401）に左議政河崙の建議に基づき、突如として開始された。しかし『朝鮮太宗実録』巻1, 太宗元年4月甲子の条には、

初めて司贍署令一・丞二・直長二・注簿二を置き、以て楮貨を掌らしむ。河崙の議に従り、鈔法を行わんと欲する也。

とあるだけで、河崙が如何なる意図で鈔法を行わんとしたのか、具体的にどのような提案をしたのか、そして太宗がそれをどう受け止めたのかは一切不明である。ただ楮貨が全く通行せず、太宗3年9月に司贍署の廃止論が出た時、河崙は、

鈔法の行は宸衷自り出ず。……。況んや利権在民は不可也。

と述べて反対しており⁽⁵⁾、太宗の意志が強く働いたこと、社会による自律的な経済制度の運用は国王の統治権と背馳するものであると考えていたことは確認できる。ただ利権在上論は抽象的な理念であり、太宗や諸臣が王朝のあるべき姿を具現化するために楮貨を通用させようとしたとは考え難い。利権在上論という建前の背後には、より具体的な利害関係が絡み合っていたものと思われる。

ところで、太宗が司贍署を設置して楮貨発行を決断した時、これに強く反対したのは司憲府であった。早くも太宗元年4月丁丑には大司憲柳觀らが、大明宝鈔を発行している宗主国明への配慮を口実として、楮貨ではなく布貨を発行すべしと唱えた。ここで言う布貨とは現物貨幣を指すのではなく、納税に使用される正布を淡青色に染め、3尺・2尺・1尺に裁断して四辺を縫い、「朝鮮布貨令」の名称を書き記し、司贍署および「掌土地財穀之司」の官印を捺した幣布で、それぞれ糙米（玄米）3斗・2斗・1斗の交換価値を付与する信用貨幣である。彼らはまた市中で行使されている常布の通用を禁止し、期限を設けて正布に改織して納官せしめ、布貨（幣布）の原料とすべしとも提案している⁽⁶⁾。この建言は裁可されなかったが、同年10月司憲府は再度楮貨製造の中止と司贍署の革罷を上疏した。そこで太宗は大司憲李至と掌令朴翽を呼んで「卿等は明国に気兼ねして中止すべしと言うが、楮貨は国内のみで通行させるので、たとえ明国に知られたとしても何の罪があるのか」と問い返した。これに対し朴翽は「殿下は楮貨の法を行い、五升布の使用を禁止し、慶尚・全羅両道の貢布を米で代納させようと願って

おられますが、民の弊害がこれより大きいものはありません」と答えている⁽⁷⁾。

楮貨も布貨（幣布）も共に使用価値のない信用貨幣であり、紙切れと布切れとの違いを除き、本質的に同じものである。柳観は信用貨幣の発行に反対したのではなく、常布すなわち現物貨幣である常五升布の通行禁止を企図していた。これとは逆に朴翺は五升布（ここでは現物貨幣として使用されている常五升布を指すと思われる）の禁止に反対している。司憲府が懸念したのは明国との外交関係ではなく、常布の位置付けであった。柳観は幣布の製造によって常布の回収を急ぎ、朴翺は性急な常布の通用禁止措置がもたらす弊害を危惧した。両者は一見正反対のように見えるが、楮貨を通行させるならば既存の現物貨幣である常布を市場から退場させなくてはならないという点において認識を共有していた。彼らは庶民が楮貨を受け入れず、常布を使い続けるであろうことを予期し、それぞれ幣布使用論および楮貨反対論を提起したのである。だが太宗は両案とも却下し、翌年正月に楮貨1張＝常五升布1匹＝米2斗の公定価格で楮貨を頒布した⁽⁸⁾。

もちろん太宗は楮貨と常布や米などの現物貨幣との併用を許したのではなく、その目的は楮貨を国幣とすることで常布や米を純然たる商品に位置付け直すことにあった。そのためには楮貨を市場に受け入れさせ、広範に流通させる必要があった。そこで2月には戸曹が楮貨によって金銀・木綿・麻布・苧布を買い入れ、豊儲倉および慶尚・全羅両道の米で楮貨を回収する流通促進策が実施されたが、庶民は相変わらず麤布を使い続けたので、司憲府は司贍署の革罷と麤布使用の復活を上啓した⁽⁹⁾。この時点で司憲府は楮貨通用政策を完全に見限り、麤布（常五升布）への回帰を主張するに至ったのである。

しかし太宗は逆に強硬論へと傾斜していった。4月には司平府の上啓に従い、民間取引の半額を楮貨で決済するよう命じ、違反者には商品の没収で臨んだ⁽¹⁰⁾。次いで4月から5月にかけて、地域ごとに期限を定めて常五升布の通用を全面禁止する通達を発し⁽¹¹⁾、楮貨で常五升布3600匹を購入し、毎匹3枚に裁断して宮中の奴婢に分給するデモンストレーションまで行った⁽¹²⁾。6月には五升布1匹の買取価格を楮貨0.25張から楮貨1張に引き上げ、更に三断した後の五升布を売り手に返してやったので、民は争って政府に常布を売った⁽¹³⁾。蓋し裁断した常布を再び縫い合わせれば交換価値はなくなるものの使用価値はほとんど低下せず、おまけに楮貨が手に入るからである。

だが、かかる促進策にもかかわらず楮貨は流通しなかった。9月には司憲府と司諫院が、楮貨と常五升布との併用を提案し、太宗もこれに応じた⁽¹⁴⁾。そして翌年9月、太宗は河崙の反対を無視して司贍署を革罷し、楮貨の通行を停止したのである。

太宗が楮貨通用政策を実施した目的は、河崙の利権在上論に従ったというよりは、常五升布から貨幣機能を剝奪することであった。ただ残された史料からは、貨幣発行権を国家が一元的

に掌握するため、楮貨の通用を強制して常五升布の使用を禁じたのか、あるいは常五升布の使用価値を守るため、換言すれば交換手段として使用することによって生じる損耗や汚損を防ぐため、その代替手段として楮貨を登場させたのか、不明である。河崙の利権在上論は前者の立場である。しかし太宗が米穀をはじめ様々な現物貨幣の中から常五升布のみを標的としてその貨幣流通界からの排除を企図したことから、楮貨通用は単なる手段であり、目的は常五升布の退場であったものと推測される。

常五升布（常布）は正五升布（正布）に対置する語であり、後者が貢納用的高级麻布であることから、前者は貢納には適さない普通の麻布と見られる（朴平植,2012）。これが麤布と呼ばれるのは、あくまでも正布と較べて品質がやや落ちるからに過ぎず、経糸が五升（400本）使用されていることから、原料を節約した粗織りの麻布だとは考えられない。しかしそれを貨幣として使用すると、前述の如く端数を清算するため裁断したり、手垢にまみれたりして、その使用価値を減ずるであろう。逆に太宗が穀物での取引禁止に言及しなかったのは、それが現物貨幣として使われたとしてもさほど価値が劣化しないからだと思われる。何故なら穀物は枘での計量により分散や集積が自在であり、また重くてかさばるため布帛より回転数が低かったものと想像されるからである。

さて周知のように、太宗は10年（1410）楮貨の通用を再実施した。『朝鮮太宗実録』巻20、太宗10年8月丙辰の条には「禁民織常五升布」とあり、9月戊寅の条には「命議政府。限今朔禁用麤布。以楮布時価不一也」とあるように、今回は常五升布の使用に止まらず、製造さえも禁ずるという念の入れようであった。9月壬辰の条には司諫院の「私蔵布匹者。繩之以律」すべしという提言を聞き入れており、常五升布は製造・貯蔵・通用の全てが禁止された。また9月戊子の条には「命各道民戸。以楮貨代税布」とあるように、今回は投下だけでなく回収の途も準備された。更に10月丁巳・辛酉の条によると、司憲府は和売所を設置して楮貨を収買せよと提言し、太宗は漢城と開城に和売所を設けて官穀を発売し、楮貨を回収するよう命じた。これと併せて太宗は前回と同様、麤布裁断のデモンストレーションを実施している。同年11月には倉庫所儲の麤布を裁断して甲士に頒給させており、翌年正月には河崙の意見に従い済用監の麤布1250匹を市街で三断し、更に2000匹の裁断を命じている⁽¹⁵⁾。

これらの措置を見る限り、楮貨は現物の使用価値を保護する手段ではなく、やはり楮貨を通用させること自体が目的だったのではないかとの疑念も生まれるだろう。確かに今回は常五升布の製造が禁止されている。しかし常五升布が麤布と呼ばれているように、太宗から見ると常五升布の製造は限りある繊維資源を粗悪品製造に無駄遣いしていることに他ならなかったのではなかろうか⁽¹⁶⁾。この頃の太宗は正布>常布（常五升布・麤布）>楮貨の順で使用価値を序列化させており、正布を貢物や商品として、楮貨を貨幣として、それぞれ役割を分担させ、中

途半端な常布をこの世から消滅させたかったものと思われる。

だとすれば、今回の措置は前回より一層過激で無理が大きい。常布を交換手段として用いるなどというのはある程度実行可能であるが、常布を製造するなどというのは不可能に近い。たとえ政府がそれを麤布と見なそうと、常布は庶民の日用衣料として定着しているし、一定の使用価値があるからこそ廃棄されず済用監に備蓄されていたのである。ここに至って楮貨通用は麤布排除の手段からそれ自体を目的とするものに転化したのである。そして楮貨通用政策の自己目的化という矛盾を弥縫するため、利権在上という国家による市場支配の手段としての貨幣論が提起されたものと思われる。しかしこのような経済実態から乖離した貨幣政策が社会に受け入れられるはずはなく、楮貨の価値は極めて低いままであった。

楮貨を流通させるため太宗は楮貨による税貢収捧や物貨収買、体刑を楮貨で贖わせる楮貨収贖法の実施、地方官からの歳貢楮貨の徴収など、各種の強硬措置を講じた。しかしそのような人為的施策で市場が楮貨通用に転ずることはなく、『朝鮮太宗実録』巻23、太宗12年6月戊午の条に「今楮貨甚賤。無有以米易之者。閭里困之」とあるように、楮貨の価値は相変わらず極めて低廉であった。

楮貨の問題は価格の安さだけに止まらなかった。紙質の厚薄や破爛の程度に応じて楮貨の揀扱が発生したのである。貨幣史において揀扱とは、一定の素材価値を有する金属貨幣の精粗を選別する行為である。銅銭の場合「撰銭」がそれに該当する。しかし楮貨は素材価値が皆無に等しい純然たる信用貨幣であり、そもそも揀扱する意味がない。それが揀扱されるということは、下吏や商人による点退（突き返し）が横行していたからであろうと推測される⁽¹⁷⁾。楮貨は流通量が少ないため真札と贗札との区別が困難であり、少しでも怪しいと思われる紙幣は受け取りを拒否されていたのであろう。更に楮貨の原料となった紙の材質が地域によって不均等であり、なおかつ分厚い韓紙は折り畳むと破損しやすいことが揀扱に拍車を掛けた。楮貨は価値が低いから市場に出回らず、市場に出回らないから贗札を忌避して揀扱が発生し、揀扱されるから更に価値が低下するという悪循環に陥っていたのである。

太宗15年に至り朝鮮通宝の铸造が命じられた。名目は小額の補助貨幣を発行することであったが、実際には素材価値を持つ銅銭で楮貨の信用を担保することが狙いであった。しかしそれでは楮貨がますます敬遠されるため、結局実施には至らなかった。こうして楮貨通用政策は世宗に引き継がれたのである。

3. 世宗期の銅銭通用政策と挫折

世宗もまた父太宗と同様楮貨通用政策を推進した。その背景にはやはり常五升布が麤布であ

るといふ認識があった。世宗3年(1421)には明の朝廷に進献する人蔘を入れた袋が燕行の途中で破れてしまったので、礼曹は今後人蔘を木箱に入れ、表箋と包装用布は常五升布でなく正五升布で造るよう上啓した⁽¹⁸⁾。恐らく袋詰めしていた時期の人蔘袋は常五升布で造られていたのであろう。支配層は常布を比較的容易に破れる粗悪品と見なしていたらしい。ただ彼らは楮貨で常布を駆逐することが容易でないことも知悉していた。

楮貨が通用しないことに悩んだ世宗は同4年10月16日に銅銭と幣布の行使について三議政に議論させた。柳廷顕は楮貨堅持を主張したが、李原は銅銭を支持し、鄭擢は幣布を支持した。世宗は銅銭案に傾いたようであり、22日には戸曹が銅銭1貫=五升布1匹=楮貨30張の交換比価を提示した⁽¹⁹⁾。なお翌年6月に戸曹が「以前は銅銭1貫が楮貨10張に準じていたが今では30張に準じており、民間の楮貨は甚だ賤い」と上啓しているように⁽²⁰⁾、ここで言う銅銭とは市中に残存していた唐宋渡来銭あるいは高麗銭のことを指すものと見られる。

世宗が楮貨価格を維持するため朝鮮通宝の鑄造と錢楮兼用を命じたのはその直後の世宗5年9月である。朝鮮通宝は唐の開元通宝に倣った1枚の重さが1錢(3.73g)の良銭で、後世の常平通宝単字銭と同質である。恐らく既存銭との共通使用を意図したのであろう。なおこの時の議論では当初は楮貨1張が米1斗に、綿布1匹が楮貨30張に相当したのに、今では楮貨1張が米1升到、綿布1匹が楮貨100余張に下落したと述べられている⁽²¹⁾。楮貨価格は米に対し10%、綿布に対し30%に暴落しており、商品によって下落幅が異なることが気になるが、ここでは麻布に代わって綿布が価値指標として登場したこと、楮貨価値が暴落しているとはいえ綿布の価格は常布と較べ相当高いことに注目したい。

こうして政府は朝鮮通宝を鋭意鑄造し、世宗7年(1425)2月より通用を開始したが、これにより市場はますます楮貨を使わなくなったので、4月には銅銭専用に轉換し、楮貨1張を銅銭1文で回収した。しかし銅銭も市場から評価を得られず、錢価は日ごとに低落していった。注目すべきは錢の供給量が少ないにもかかわらず、錢貴現象が起こらなかった点である。これは銅銭が貨幣として信認されていなかったことを如実に物語っている。銅銭価格は頒布当初には綿布1匹=銅銭200文であったが6月には300~400文に下落し、7月には六・七升綿布1匹=銅銭600~700文にまで落ち込んだ。重臣らは錢文の頒給量が多過ぎたからだと弁明したが、世宗は「銅銭は民が行用を好まないため賤いのだ」と明確に否定している⁽²²⁾。

銅銭の市場への継続投入、高額・零細取引における現物との併用許可、工匠・商賈・公奴婢・巫女に対する錢での課税など、銅銭通用政策はその後も維持されるが、銅銭は一向に受け入れられなかった。世宗20年には鉄錢の行使や五升布への回帰が議論されたが結論は出なかった。この時左議政孟思誠らは「楮貨は尤も行い難きが似し。宜しく民心に順い、五綜布を復用すべし。倘利權在下と曰わば、其の余の絲紬・正布も皆民間より出すに、独り五綜布のみを以て利

権在下と為すは、恐らく亦未だ可ならざる也」と述べている⁽²³⁾。五綜布（常五升布）も絹布や正五升布と同じく民間で生産され流通されるものなのに、五綜布だけを利権在下の元凶として槍玉に上げるのは不公平だというのである。ここに利権在上を維持するという建前と麤布である五綜布を選択的に駆逐したいという本音との矛盾が垣間見える。孟思誠はそこに一石を投じたのである。

最終的に世宗 27 年（1445）12 月、政府は楮貨を復活させ、新楮貨は旧楮貨の半額すなわち 1 張につき銅銭 50 文と定められた。また銅銭との兼用も認められた。しかし当然のことながら新楮貨も旧楮貨と同様ほとんど全く通用しなかった。

太宗や世宗が素材価値の乏しい楮貨や銅銭の通用に拘泥したのは、貢納制財政の下で現物を貨幣として用いることの不経済性を克服するためであった。すなわち貢物として国家に納めるべき正布の代わりに市場で交換手段として用いられる常布を製造し、なおかつそれを流通過程で損耗させることで、貴重な繊維資源を浪費することへの嫌悪であった。それ故国家的支払い手段として布帛を出納することは何ら問題はなかった。従ってたとえば『朝鮮世宗実録』巻 74、世宗 18 年 7 月甲寅の条に「忠清道監司鄭麟趾が救荒の策を進ず。……請うらくは民をして十結毎に歳ごとに縣布ならば則ち一匹を、正布ならば則ち二匹を出せしめ、銅銭は貨布の価に随い、官が収蔵を為せ」とあるように、備荒のための財貨醸出に当たっては綿布や正布で納付しようが銅銭で納付しようが構わなかったのである。利権在上は通貨政策推進の名分に過ぎず、真の狙いは有価値物である貢物・商品と無価値物である楮貨・銅銭との分離であった。

世宗の歿後、楮貨通用政策は急速に衰えていった。世祖 4 年（1458）11 月に国王が楮貨通用の便否について下問した際、諸臣は綿布と楮幣との併用を願ったので、世祖は今後紬布・綿布・正布・五升布（常布）を楮貨と同様交易に使用することを許した。翌 12 月にも同様の教旨が下されている⁽²⁴⁾。これを反映して、世祖 6 年に起草された『経国大典』戸典の国幣の条には「国幣分三等。五升布為上等。三升布為中等。楮貨為下等。幣布兩端。須經官印」とあり⁽²⁵⁾、兩端に官印を捺されたものであれば五升布も三升布も国幣として収放を認めることが約束された。ここで言う五升布や三升布が麻布を指すのか綿布を指すのか不明であるが、成宗 16 年（1485）に刊行された『経国大典』巻 2、戸典、国幣の条には「国幣通用布・楮貨。正布一匹。准常布二匹。常布一匹。准楮貨二十張。楮貨一張。准米一升」とあり、正布と常布が楮貨と並んで国幣として認知されていることから、先の五升布・三升布は麻布であった可能性が高い⁽²⁶⁾。もちろん綿布は麻布よりも盛んに流通していたであろうが、国幣としては認知されなかったと考えられる。しかし国幣であろうとなかろうと、その現物貨幣としての使用を咎め立てする権力者はもはやいなくなった。また世祖期には官印を捺した五升布や三升布を国幣として認定することが構想されたが、成宗期には既にそのような形骸化した国家的信認も不必要となり、各

種の布帛はその使用価値に応じて通用する純然たる現物貨幣となったのである。

4. 16世紀前期の麤布流通と楮貨政策

15世紀後期より朝鮮の市場経済は極めて緩慢ながら発展しつつあった。既述の如く絹布・綿布・麻布が現物貨幣として通用し、また粗悪布である三升布も世祖期には国幣として認知されていた。麻製麤布は高麗末から登場し朝鮮初期にも常五升布の別称として使用されたが、木綿製麤布が登場するのは成宗元年（1470）富商330余名が済用監の僉正金廷光に賄賂を贈り、薄絹の代わりに麤布を納付し、代価として倍量の正布を受領した事件の頃からと見られる⁽²⁷⁾。

同じ頃、農業生産力の高い全羅道では場門と呼ばれる定期市が開設されるようになった。『朝鮮成宗実録』巻20、成宗3年7月壬戌の条によると「全羅道務安等諸邑の興利の徒は場門と称し、群聚して弊を民に貽す」^{のこ}「全羅道觀察使金之慶の報に云わく。道内諸邑の人民は所在の街路にて場門と称し、毎月兩度群聚す。有を以て無に易えると曰うと雖も、本を捨てて末を逐い、物價は騰踊し、利少なく害多し。已に諸郡をして禁止せしむれど、請うらくは更に觀察使をして厳しく禁断を加えしめんことを」とあり、毎月2回の場門が開かれていたことが確認される。為政者は農本主義の観点から場門を厳禁したが、同右、巻27、成宗4年2月壬申の条に「申叔舟議す。我国泉幣の行われざるは由有りて然る矣。京城の外、市鋪有る無し。泉貨有ると雖も、何所に之を用いん。泉幣の興行を欲し、而るに其の本を究めざれば、是れ徒に擾民の法為る耳。泉幣興用の術は京外に市鋪を開き、民をして有無相遷せしむるに過ぎず」云々とあるように、地方場市の発展こそが楮貨を流通させる方途であるとして、これを積極的に擁護する議論も同時に提起された。成宗は凶年に限って場門の開設を認めたが、やがて豊年でもその継続を認めるようになった。ただ、これにより楮貨の価値が上昇することはなく、成宗期には楮貨はほとんど使用されなくなった⁽²⁸⁾。

成宗の後を継いだ燕山君は浪費に耽り、国家財政を喰い潰した挙げ句、中宗反正により追放された。彼は極端な苛斂誅求を行ったため、瑞葱台布に代表される粗悪綿布が貢物として上納され、やがて民間の取引手段として広まった。朝鮮では貢賦や徭役のような特産物や労働力の徴収は15世紀より次第に布納化されたが、生産力を超えた過剰な綿布収奪に喘ぐ小農が襤褸布や蒲団綿などを紡ぎ直して再生綿布を製織したのである。政府はこれら粗悪布を財政支出に充てたので、16世紀前期には二升布や三升布のような使用価値の乏しい麤布が市場に蔓延した。

このような成宗期から燕山君期を経て中宗期に至る粗悪布の普及現象について、大田由紀夫は漢城を中心とした商品流通の拡大に伴う流動性需要の高まりの帰結であると解釈している

(大田,2002/2011)。朴平植もまた15世紀後半から16世紀にかけて京中の市塵や外方の場市が発達し、小農民や貧民による小額取引が活発になったが、交易の媒介手段として麤布が使用されたとする(朴平植,2017)。大田は16世紀東アジアにおいて流動性需要が共時的に発生したという観点から朝鮮の粗悪布流通をその一環に組み込もうと試み、朴平植説も結果的に大田説を補強する役割を果たしているが、これら小額貨幣需要増大説には相当の無理があると見られる。

成宗期における三升布の登場や端布の流通は現物貨幣が背負う宿命であり、それらは場市の拡大などにより布貨流通の頻度が増したからに他ならない。蓋し布貨には特定の規格がなく、誰もが精粗長短各種各様の綿布を織って市場で販売することができるからである。太宗や世宗が楮貨や銅銭を通用させようと懸命に努力したのは、まさに現物貨幣に随伴する資源浪費的性格すなわち規格外の粗悪布生産を厭ったためであった。ただこの時期の粗悪布は一定の素材価値を有しており、だからこそ現物貨幣として信認され通用したのであって、決して大田や朴が想定するような粗悪銭の如き下層の流通媒介手段としてのみ用いられる無価値物ではなかった。

そもそも銅銭と綿布とは決定的な違いがある。大田は「中国銭は東アジア各地の人々にとり、『地域内のものが容易に創出できない』という意味で希少性を持ち、さらにこれといった用途に乏しく、貨幣的使用に特化しやすい性質を有している」(大田,2002,225頁)と言うが、朝鮮の粗悪布はこの定義に尽く背馳する。第一に、麤布は誰もが容易に創出できる物貨であり、希少性とは全く無縁である。第二に、成宗期の三升布や端布は一定の使用価値を有しており、必ずしも用途に乏しいことはない。従って地域内流動性の不足が麤布を生んだのではないことは確実である。そもそも現物貨幣による交易とは物々交換の謂に他ならず、綿布は金属貨幣のような商品流通を媒介するためだけに使用される物貨ではない。すなわちある物品を売って一旦麤布という貨幣を入手し、それを使って他の物品を買う(換言すれば売り手は麤布との交換でなければ自己の商品を手放さない)という手間は掛けないからである。物々交換が支配的な社会は流動性すなわち貨幣量の多寡とは無縁であり、単に社会的分業の深度と剰余生産物の総量との乗積によってのみ商品流通の規模が決定される世界なのである。

ただ燕山君期から中宗期にかけて流通した麤布は使用価値が無きに等しいほど粗悪なものが多かった。これは確かに社会的要求により使用価値のない小額貨幣が登場したようにも見える。しかし実際には税貢の苛斂誅求により庶民が麤布を納税せざるを得ない状況に追い込まれた結果なのであり、そして政府が麤布を収捧し財政支出に使用したため、麤布が一時的に国家的支払い手段になってしまったものと見られる。たとえば徭役における其人代立価が『経国大典』では毎月正綿布1匹と規定されていたのが、燕山君期には毎月60～70匹に激増し、中宗初

期にも30～40匹を下らなかつた事実は、一旦麤布が財政に組み込まれてしまうと、そこからの脱却が容易でないことを示している。他の収支項目でも麤布での出納が常態化した(朴平植,2017,137-138頁)。もちろん綿布の粗製濫造が資源の浪費に他ならないことは政府も認識しており、中宗10年(1515)には楮貨による麤布の回収が試みられた。

この経緯をより詳細に述べると、中宗10年6月8日に司諫院が、麤布による物価騰貴を抑えるため麤布の禁止と銅銭・楮貨の通行を提起した。17日には柳洵らが、徴贖は楮貨で、商品売買は布楮半数で行い、麤布の織造を禁止せよと唱えた。中宗は楮貨通用に慎重であったが、柳洵らの主張に屈し、7月9日には戸曹が楮貨行用節目を策定した。しかし翌11年5月8日には申用漑が、漢城府・刑曹・徴贖各司は楮貨を収用せず綿布を使用していると報告し、10日には趙元紀が、楮貨の法は司憲府でも完全実施されていないと述べ、18日には李蘋が、民衆は楮貨では何も買えないと言っていると進言した。10月20日には金応箕が、悪布の使用は既に十余年に及び、富民がこれを大量に蓄積しているため、一朝にしてこれをなくすことは困難であると述べ、また高荊山も、各司は楮貨で市裏より物貨を抑買(強制買い付け)するが、市裏は皆これを用いないと語った⁽²⁹⁾。こうして楮貨による麤布の回収計画は水泡に帰したのである。

中宗14年7月には「中外で悪布を織ることを禁ず」という命令が出され、麤布の織造が全面禁止された⁽³⁰⁾。ただ翌15年8月に漢城府が期限を逾えて尺短綿布を織造した者を全家徙辺(北辺への強制移住)させよと上啓したのに対し、中宗は違反者数があまりにも多いことからこれを許さなかつた⁽³¹⁾。結局楮貨による麤布回収も麤布織造の禁止も、その流通量が膨大であり、既に市場に定着しているため、実現できなかつた。

一般に現物貨幣による交易すなわち物々交換においては、使用価値の乏しい麤布は交換手段とはなり得ないはずである。それが長らく市場に留まつたのは、前稿で指摘した通り、税貢収捧手段としての使い途があつたからである(山本,2013a)。政府としてもこのような粗悪布を収捧したくはなかつたはずであり、故に中宗10～11年に麤布回収政策が実施されたのであるが、国庫に収納された麤布は物貨の抑買や軍士の俸給など財政支出にも使用されていたから、燕山君期に確立した悪慣行は容易には革罷できなかつた。換言すれば、燕山君期から中宗期にわたり、麤布は無理やり国家的支払い手段としての機能を付与されたのである。しかし朝鮮経済は未だ現物貨幣段階に止まつており、財政事情が漸次好転するとともに麤布は市場の片隅に追い遣られていった。もちろんこれは麤布が完全に消滅したことを意味せず、ある程度の升数と尺数があり多少の使用価値を有する常木は下層民の日常衣料として生産・消費され、小額取引における交換手段としても使用され続けた。

次に楮貨通用政策が企図されたのは明宗6年(1551)のことである。『朝鮮明宗実録』巻11、

明宗6年5月乙未の条によると、鄭世虎が、

近来連歳凶荒なれど、閭閻の間、蔬果の微と雖も、皆米穀を以て交易す。此を以て民食尤も艱なり。

と語り、米穀の代わりに楮貨を流通手段とすべしと提起した。また同書、卷12、明宗6年9月甲午の条によると、司憲府が、

近く民生を見たるに、十室九飢にして中外皆然り。是れ累歳凶歉の致す所なりと雖も、未だ必ずしも常木〔三升布也〕を廃し回俸〔五六升布也〕を専用するの故に由らざるにあらざる也。回俸は則ち価重く、之を升斗の間に用いること能わず。薪芻・魚塩・菜果の微物は必ず粟を握り而して之を貿う。赴番軍卒の罪を犯し徴贖せる者も亦皆米を以てす。外方貢物の価、作紙・贖布に至りては、今の回俸を以て古の常木に代え、閭閻の米は尽く市塵に帰す（亀甲括弧は割註を示す）。

として、庶民に米を行き渡らせるため楮貨を通用させよと提言した。

鄭世虎の主張を敷衍すると、人民は連年の凶作で食糧不足に喘いでいるというのに、都市では微細な商品をも米穀で取引するので、食糧不足が一層苛烈化しているが、米穀が現物貨幣として使用されれば資産として貯蓄や投機に充てられるのは自然の理であるから、代替資産として楮貨を貯蓄させることで、富民によって退蔵された米穀を商品として市場に吐き出させようとするものであった。一方司憲府の主張は、政府が常木を禁止して回俸という日本遣使に対する回賜用の上質綿布を専用させたため、小額貨幣として米穀が使用されるようになり、それが市塵に集積されるようになったと言うのである。両者を総合すると、燕山君期や中宗期とは一変して明宗期には五升布や六升布といった高規格綿布を基軸通貨として通行させることが可能となり、小額取引には米穀が使用されるようになったが、それらは市塵など富者によって集積されて投機の対象となり、一方これまで庶民が日用品売買に使用していた常木（三升布）の通行が禁止されたため、彼らの生計が困窮したということになる。

16世紀半ばに至り麤布の排除は相当進展し⁽³²⁾、市場には良布や米穀など使用価値を具有した現物貨幣が再登場した。これにより市場経済は安定を取り戻した。しかし15世紀には考慮に入れられなかった新たな問題が惹起した。それは都市下層民の生活必需品購入手段が米穀以外にはなくなったことである。彼らの使用に適した小額貨幣は銅銭である。しかし同年9月、領議政沈連源・左議政尚震・吏曹判書尹漑らは銅銭の継続投入が不可能だとして、楮貨と常木（三升綿布）との併用案を議論した⁽³³⁾。一方市塵民はこぞって楮貨通用に猛反対した⁽³⁴⁾。蓋し彼らは商品の代価として米穀を受け取り、これを集積し端境期に高値で売り捌くことで利益を得ていたものと思われるが、いくら楮貨を集積してもそれを庶民に再販売することはできず、むしろ楮貨価値の下落により損失を被る危険性が高いためである。そこで彼らは銅銭の通用を

願い出た⁽³⁵⁾。だが沈連源らは朝鮮通宝の失敗を引き合いに出し、原料銅の不産を理由に楮貨通用政策に固執した⁽³⁶⁾。結局楮貨は奴婢身貢など部分的に使用されたようであるが、前世紀と同様広く社会に行き渡ることはなかった。

総じて燕山君期から中宗期にかけて麤布が流通したのは財政規律が弛緩したためである。大田は外方よりも漢城で粗悪布の流通が盛んであった史実を根拠として、首都における流動性需要が増大したと主張するが(大田,2011,30頁)、それは単に財政支出の拠点が主に漢城であったからに他ならない。なお財政における粗悪物資の収放は布帛のみに留まらず米穀でも見られ、朝鮮後期に至っても漕米の和水(水を掛けて米をふやかし体積を増す行為)など各種不正行為は止まなかった。

大田はまた16世紀における流動性需要増大の証左として端川銀鋳の開発と場門・場市などと呼ばれる定期市の簇生を挙げている(大田,1998/2002/2011)。まず前者に関して言えば、朝鮮は国初明朝から金銀の歳貢を免除してもらった故に、中国への銀の流出に神経を尖らせており、発見された銀鋳を閉鎖することもあった(須川,1993、山本,2012)。従って『朝鮮中宗実録』巻26、中宗11年8月丙子の条で柳灌が述べているような、端川産銀が燕行使によって大量に明へ密輸出されているという報告は、密貿易なので総量が不明であるため、かなり誇張されているものと思われる。更にこの時期は倭銀の輸入が増大しており(金柄夏,1970,37頁)、その再輸出が相当高い割合を占めていた可能性もある。なお壬辰倭乱の後、朝鮮は銀鋳脈の再開発に乗り出すが、鉛分が多くて吹錬し難く、年間500～1000両程度しか産出できなかった(山本,2012,39頁)。

次に後者に関して言えば、当時の朝鮮の定期市は中国や日本のそれとは比べ物にならないくらい低頻度であった。既述の如く成宗3年(1472)の場門は月2回であった。明宗元年(1546)に至っても事情は似たり寄ったりで、同年2月領議政・左議政・右議政は毎月2～3度程度であれば場市の開催は弊害がないと上啓している⁽³⁷⁾。更に壬辰倭乱後の宣祖40年(1607)でも、司憲府は大邑は2箇所、小邑は1箇所に限り毎月3回の場市開催を認めるよう上啓している⁽³⁸⁾。15～16世紀を通して農村に市場経済が徐々に浸透していったのは確かであろうが、その割合はまだまだ低く、流動性需要を喚起するには到底及ばなかったものと思われる。

ただ、たとえ現物貨幣の宿命として安物綿布である常木や麤布が流通界に登場し、財政規律の弛緩により爆発的に蔓延したとはいえ、一旦小額取引手段として定着した麤布の使用を禁止することは容易ではなかった。問題は誰もが麤布を市場に投入できるため、すなわち大田の筆法を借りると過剰流動性の調節が不可能なため、麤布によってインフレーションが起ることであった。明宗期に再確立された財政規律は壬辰倭乱と二度の胡乱による軍事費の増大により再び弛緩し、インフレーションに拍車を掛けた。17世紀になると二升布や一升布といった極

端な粗悪布が通用するが、これこそハイパーインフレが発生したことの証左である。すなわち市場が拡大したのではなく、現物貨幣の価値が大幅に下落したのである。孝宗期には庶民による追加投入が容易でなく、なおかつ一定の素材価値を有するものとして銅銭が着目され、銅銭で麤布を駆逐することが企図されたが成功せず、肅宗4年の常平通宝頒布開始によってようやく麤布終息への道筋が整えられたのである。

5. おわりに

楮貨は朝鮮前期に中国の鈔に倣って発行された紙幣であるが、円滑に流通したことは一度もなかった。太宗・世宗期の楮貨は日用品である常五升布を流通界から駆逐し、正五升布の織造に専念させることを目的としていたが、常五升布は庶民の衣料原料として使用価値を有しており、物々交換に適した現物貨幣であった。また政府は対布・対米価格を公定して楮貨を頒布したものの、納税によって楮貨を回収する途を設けなかったため、市場の信認を得られなかった。その後も楮貨は形式的に国幣としての地位を保ち続けるが、常布もまた国幣として認知され、現物貨幣による交易は維持された。

16世紀に至り中宗10年(1515)と明宗6年(1551)の2回、楮貨通用が検討された。前者は燕山君期の放漫財政によって市場に蔓延した麤布を排除しようとするものであったが、既に大量に出回っている麤布を無価値物である楮貨で回収することには無理があり、成功しなかった。後者は良質綿布である回俸が麤布の相当部分を駆逐したものの、小額取引で使用されるようになった米穀を交換手段から切り離すため、楮貨を市場に投入しようとしたが、米穀の集積により利益を得ていた市塵民の猛反対に遭い頓挫した。

太宗・世宗期の政策も中宗10年の政策も明宗6年の政策も、無価値物である楮貨を交換手段として使用させることで素材価値を伴った現物貨幣から貨幣機能を剥ぎ取り、純然たる商品として保護することを目的としていた。すなわち太宗・世宗期の場合は常五升布を廃して正五升布を興し、中宗期の場合は麤布を廃して五升綿布を興し、明宗期の場合は市塵の手から米穀を解放することを企図したのである。そしてそれらがいずれも失敗したのは、政府が楮貨の価値を保証する措置を講じなかったためである。

ただ仮に政府が楮貨と布米との無制限の交換に応じたとしても、楮貨が果たして円滑に流通したかどうか疑わしい。金本位制の下で中央銀行が発換券を発行できるのは、単に金貨や金塊より紙幣の方が使い勝手がよいからという理由だけでなく、金の総量がほぼ一定であるため、その価値が非常に安定しているからである。しかし現物は金とは異なり、作柄変動による総量の変化を常に随伴する。凶歉に遭えば米の諸物貨に対する価格は上昇するが、対楮貨相場だけ

は固定されて不変であるため、勢い楮貨の取り付けが発生し、政府保有米はたちまち払底するであろう。

現物貨幣の中では価値保存が比較的容易で価格変動の比較的小さい綿布が選好されたのは自然の成り行きであろう。しかし①三升布のような低価格商品も同時に出回ること、②国家的支払い手段であるため、財政規律が弛緩すると悪布の収放が行われること、③何より誰もが容易に市場へ追加投入できるため、次第に流動性が過剰になり、長期的に価値が下落することの諸理由から、布貨は常に羸劣化の危険に晒されていた。布貨インフレは高麗末期、燕山君期、倭乱・胡乱期の3度頂点を迎えており、いずれも財政規律の弛緩が主因であると見られるが、財政が比較的安定していた時期にも一定量の羸布や端布が低価格商品あるいは小額貨幣として流通しており、時代が下るにつれて升数は低下する傾向にあった。

一方銅銭には金属としての素材価値があり、庶民が容易に追加投入できない点では金銀と類似しているが、朝鮮通宝は大量に頒布されなかったが故に市場の信認を得られなかった。17世紀後期に常平通宝が発行された時も、相当量が市場に出回るまでは信認されなかったが、一旦市場が銭を受容すると急速に現物貨幣を置き換え、鑄銭停止とも相俟って銭荒（銅銭デフレ）現象を惹起した。須川が見出した、常平通宝の登場とほぼ同時期に升数の高い綿布が、土地や奴婢など高額取引の場に限定されるものの使用され始めた現象は、まさしく布貨インフレが止まりつつあったことを示唆している。その後政府は銅銭の追加供給で市場の要求に応え、また官民ともに悪銭を鑄造したので、やがて銭貴は終息し、19世紀に至りようやく銭遣い制が定着したのである。

註

- (1) 中国貨幣史に関する個別研究は枚挙に暇がないが、とりあえず中世東アジア貨幣史を俯瞰する近年の労作として足立啓二・大田由紀夫・黒田明伸の諸論考を参照。また中世日本における渡来銭の問題については膨大な研究があり、大田の諸論考が簡潔に整理している。
- (2) 麗末鮮初の貨幣史については、田村専之助「高麗末期に於ける楮貨制採用問題」『歴史学研究』7巻3号、1937年、宮原兎一、1951/1954、李鍾英「朝鮮初貨幣制の變遷」延世大学校『人文科学』7輯、1962年、金柄夏、1970、権仁赫、1982/2011、田寿炳「朝鮮太宗代の貨幣政策——楮貨流通을 中心으로——」『韓国史研究』40、1983年、南富熙「朝鮮初期楮貨流通과 商・工業研究」『慶南史学』2輯、1985年、宋在璇「16世紀綿布の貨幣機能」『辺太燮博士華甲紀年史学論叢』三英社、1985年、元裕漢「朝鮮前期貨幣流通政策の歴史的意義」『東国歴史教育』7・8輯、1999年などを参照。
- (3) この点に限らず、同論文には筆者の研究を含め中国史の成果がほとんど反映されていない。そのため「崇徳七年の年号が附された売買文記」について「文記作成時期から明元号であるが、崇徳という元号はなく、

朝鮮前期の楮貨通用政策

崇禎の誤記と思われる」(同,57頁)などと要らぬ詮索をしている。崇徳はホンタイジが国号を後金から清に改めた際に改元した年号であり、崇徳7年(1642)既に朝鮮は清帝国と宗藩関係にあった。また肅宗5年鑄造の二字銭を「折二銭、当二銭などとも呼ばれる」とするが(同,62頁)、当は額面価値を高くすること、折は別物(概して相対的に価値の低い物貨)に換算することであり、二字銭は単なる重量二銭の大型銭であることから当二銭とも折二銭とも呼べない。中国史ではたとえば当十銭は額面10文の高額銭のことを、折二銭は2枚で1文の価値しか持たない鏹銭のことを指す。

- (4) 前稿(山本,2013a,134頁)では単糸を「縦糸減数の意か」と誤って解釈したため、著書(山本,2014,219頁)では「撚り合わせていない糸」と訂正した。単糸で細布を織ることは理論上可能であるが、布の強度は著しく低下するし、また升数を高めるとその分だけ織造のための労働力費用が増大するから、原料綿花の節約を相殺または凌駕すると思われる。
- (5) 『朝鮮太宗実録』巻6,太宗3年9月乙酉。なお後述するように、太宗は河崙の制止を聴かず、楮貨通用政策を停止している。
- (6) 同右,巻1,太宗元年4月丁丑。なおここで言う幣布とは政府が発行する名目貨幣のことであり、現物貨幣ではない。
- (7) 同右,巻2,太宗元年10月丙子。
- (8) 同右,巻3,太宗2年正月壬辰。須川,1997など先行研究は「常五升布」を常布(麤布)と五升布という2種類の布と理解するが、それでは意味が通じない。麻布と綿布の種類とその呼称については朴平植,2012/2017が整理している。
- (9) 同右,巻3,太宗2年2月丁卯。
- (10) 同右,巻3,太宗2年4月戊午。
- (11) 同右,巻3,太宗2年4月辛未・5月丙午。
- (12) 同右,巻3,太宗2年5月壬寅。
- (13) 同右,巻3,太宗2年6月壬戌。
- (14) 同右,巻4,太宗2年9月甲辰。
- (15) 同右,巻20,太宗10年11月甲子、同右,巻21,太宗11年正月甲子。
- (16) 権仁赫は常五升布の升数が三升から二升到低下し、交換媒体としての権威を喪失したと述べているが、史料の裏付けは示されていない。権仁赫,1982,115頁。
- (17) 点退を直接裏付ける史料は見当たらないが、現物貨幣で代替徴収していた事例は存在する。『朝鮮太宗実録』巻23,太宗12年6月壬申

申行楮貨法。議政府稟奉王旨。各官守令。將犯罪人収贖布貨雜物。以官中楮貨。互換施行者有之。今後除他物。竝以楮貨収贖。其各官遺在楮貨。除民間貿易。竝於官中収貯。命政府曰。楮貨折善。非特小民。官家亦然。自今禁折新旧善惡厚薄強軟。違者以教旨不從論罪。

- (18) 『朝鮮世宗実録』 卷 13, 世宗 3 年 9 月丁卯。
- (19) 同右, 卷 18, 世宗 4 年 10 月庚子・丙午。なおここで言う五升布が正五升布を指すのか常五升布を指すのか不明である。
- (20) 同右, 卷 20, 世宗 5 年 6 月庚午。
- (21) 同右, 卷 21, 世宗 5 年 9 月甲午。
- (22) 同右, 卷 28, 世宗 7 年 6 月甲寅、同右, 卷 29, 世宗 7 年 7 月乙酉。
- (23) 同右, 卷 80, 世宗 20 年 2 月戊辰。
- (24) 『朝鮮世祖実録』 卷 14, 世祖 4 年 11 月戊戌・12 月甲戌。
- (25) 同右, 卷 21, 世祖 6 年 8 月乙卯。
- (26) 朴平植は世宗期に綿作が急速に普及し綿布が麻布に代替したとして『経国大典』に記載された国幣を綿布であると見なすが(朴平植,2017)、朝鮮全期を通して綿布は「木」と称され、麻布である「布」とは弁別されていた。当時麻布は楮貨と同様市場からほとんど姿を消していたが、『経国大典』は国初の規定を踏襲したようである。なお「三升布」には太糸で織られた厚手の中国産綿布の意味もあるが(山本,2015b)、ここでは麻布か国産綿布を指していると思われる。
- (27) 『朝鮮成宗実録』 卷 5, 成宗元年 5 月丁未、同右, 卷 6, 成宗元年 6 月癸丑・甲寅・7 月壬午・己丑。史料には綿布とは明記されていないが、麻布を絹布に偽装したとは考え難い。
- (28) 同右, 卷 271, 成宗 23 年 11 月戊戌。
- (29) 『朝鮮中宗実録』 卷 22, 中宗 10 年 6 月癸亥・壬申・7 月甲午、同右, 卷 25, 中宗 11 年 5 月戊子・庚寅・戊戌、同右, 卷 26, 中宗 11 年 10 月戊辰。
- (30) 同右, 卷 36, 中宗 14 年 7 月壬子。
- (31) 同右, 卷 40, 中宗 15 年 8 月甲戌。
- (32) 但し 16 世紀外方での田畝取引における回俸など正木の占める割合は 20～30%程度であり(朴平植,2017,140 頁)、麤布の排除は司憲府の報告ほど進んでいなかった。
- (33) 『朝鮮明宗実録』 卷 12, 明宗 6 年 9 月壬寅。
- (34) 同右, 卷 12, 明宗 6 年 9 月癸丑・10 月戊午・己未。
- (35) 同右, 卷 12, 明宗 6 年 11 月壬寅。
- (36) 同右, 卷 12, 明宗 6 年 11 月己酉。
- (37) 同右, 卷 3, 明宗元年 2 月庚戌。
- (38) 『朝鮮宣祖実録』 卷 212, 宣祖 40 年 6 月乙卯。

参考文献

- 足立啓二,2012『明清中国の経済構造』汲古書院。
- 大田由紀夫,1993「元末明初期における徽州府下の貨幣動向」『史林』76巻4号。
- 大田由紀夫,1995「一二—一五世紀初東アジアにおける銅銭の流布——日本・中国を中心として——」『社会経済史学』61巻2号。
- 大田由紀夫,1997「一五・一六世紀中国における銭貨流通」名古屋大学『東洋史研究報告』21号。
- 大田由紀夫,1998「一五・一六世紀東アジアにおける銭貨流通——日本・中国を中心として——」鹿児島大学『人文学科論集』48号。
- 大田由紀夫,2001「中国王朝による貨幣発行と流通——明・洪武期の鈔法を中心として——」池享編『銭貨—前近代日本の貨幣と国家』青木書店。
- 大田由紀夫,2002「『中世』東アジアの貨幣流通」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣。
- 大田由紀夫,2008「一四・一五世紀の渡来銭流入——中世日本の場合——」『歴史の理論と教育』128号。
- 大田由紀夫,2009「鈔から銀へ」井原弘編『宋銭の世界』勉誠出版。
- 大田由紀夫,2010「渡来銭と中世の経済」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『倭寇と「日本国王」』吉川弘文館。
- 大田由紀夫,2011「15～16世紀の東アジア経済と貨幣流通」『新しい歴史学のために』279号。
- 大田由紀夫,2015「『撰銭の世紀』をめぐる応答」『鹿大史学』62号。
- 金柄夏,1970「李朝前期の貨幣流通——布貨の流通을 中心으로——」『慶熙史学』2輯。
- 黒田明伸,1994『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会。
- 黒田明伸,1999「貨幣が語る諸システムの興亡」『岩波講座世界歴史』15巻,岩波書店。
- 黒田明伸,2003『貨幣システムの世界史』岩波書店。
- 権仁赫,1982「朝鮮初期貨幣流通研究——特히太宗代楮貨를 中心으로——」『歴史教育』32輯。
- 権仁赫,2011『조선시대 화폐유통과 사회경제』景仁文化社。
- 元裕漢,1975『朝鮮後期貨幣史研究』韓国研究院。
- 元裕漢,1999「朝鮮前期貨幣流通政策의 歴史的 意義」『東国歴史教育』7・8輯。
- 須川英徳,1993「高麗から李朝初期における諸貨幣——銭・銀・楮貨」『歴史評論』516号。
- 須川英徳,1997「高麗末から朝鮮初における貨幣論の展開——専制国家の財政運用と楮貨——」武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社。
- 須川英徳,1999「朝鮮時代の貨幣——「利権在上」をめぐる葛藤——」歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店。
- 須川英徳,2000「朝鮮初期における経済構想」『東洋史研究』58巻4号。
- 須川英徳,2001「朝鮮前期の貨幣発行とその論理」池享編『銭貨—前近代日本の貨幣と国家』青木書店。
- 須川英徳,2014「朝鮮後期における銅銭使用の普及にかんする試論」『年報朝鮮学』17号。
- 朴平植,2011「朝鮮前期의 貨幣論」『歴史教育』118輯。

山 本 進

- 朴平植,2012「朝鮮初期의 貨幣政策과 布貨流通」『東方学志』158 輯。
- 朴平植,2017「朝鮮前期의 麤布流通과 貨幣政策」『歴史学報』234 輯。
- 宮原兎一,1951「朝鮮初期の銅錢について」『朝鮮学報』2 輯,1951 年。
- 宮原兎一,1954「朝鮮初期の楮貨について」東京教育大学『東洋史学論集』第 3,不昧堂書店。
- 山本進,2012「朝鮮後期の銀財政」北九州市立大学『外国語学部紀要』133 号。
- 山本進,2013a「朝鮮後期の麤布」九州大学『東洋史論集』41 号。
- 山本進,2013b「朝鮮後期の 大錢鑄造論」北九州市立大学『外国語学部紀要』135 号。
- 山本進,2014a『大清帝国と朝鮮經濟』九州大学出版会。
- 山本進,2014b「朝鮮時代北辺における衣料支給」北九州市立大学『外国語学部紀要』138 号。
- 山本進,2015a「朝鮮後期錢遣い制の形成過程」北九州市立大学『外国語学部紀要』140 号。
- 山本進,2015b「近世中朝貿易と青布」『朝鮮学報』234 輯。
- 山本進,2018『朝鮮後期財政史研究』九州大学出版会。

※繁雑を避けるため原則として著書に収録された論文については記載を省略した。但し個別研究として引用する必要がある場合に限り初出論文を併記した。

